

中国税務速報

2024年10月12日：

一. 上場企業の M&A・再編に係る市場改革深化に関する中国証券監督管理委員会の意見

「上場企業の M&A・再編に係る市場改革深化に関する中国証券監督管理委員会の意見」が9月24日、公布された。

- 「意見」は、M&A・再編に対する審査簡素化の向上・仲介業者のサービスレベルの向上・法律による規制の強化など、合計6つの部分からなっている。
- 「意見」では、財務アドバイザー、会計事務所などの仲介業者が職務を遂行し、業務の質を向上するよう求め、また、「偽り」の組織再編を厳格に監視し、M&A・再編による不正・財務偽造・インサイダー取引などの違法行為に対し厳罰化することを求めている。
- 新たに設けられた組織再編簡易審査手続では、簡易審査手続の対象となる再編取引は、証券取引所の M&A・再編委員会の審議を必要とせず、5営業日以内に登録を完了することができる。また、プライベート・エクイティ・ファンドの上場企業の M&A・再編への参入を奨励し、プライベート・エクイティ・ファンドの投資期間と組織再編で取得する株式のロックアップ期間に対して、「特例措置」を実施する（「特例措置」とは、過年度の投資期間が長いほど、ロックアップ期間を短くするということ）ことを求めている。

出典：掲載元名「上場企業の M&A・再編に係る市場改革深化に関する中国証券監督管理委員会の意見」 <http://www.csrc.gov.cn/csrc/c100028/c7508366/content.shtml>

二. 『工信部企業「2024」168号』「中外中小企業のための合作エリアの管理に係る暫定弁法」に関する工業・信息化部の通知について

中国共産党中央委員・国務院が中小企業の発展を支援し、高水準の開放・協力の推進に関する決定を徹底的に実行するため、工業・信息化部は最近、「中外中小企業のための合作エリアの管理に係る暫定弁法」（以下、「暫定弁法」という）を公布し、中小企業が2つの市場、2種類のリソースを活用することを支援し、中小企業のより高品質な発展を促進することを目的としている。

- 「暫定弁法」に基づき、工業・信息化部はリソースの調整・動的な追跡・経営指導を強化し、合作エリアの建設と発展を統括的に推進する。また、中小企業に対する二国間・多国間の対外協力メカニズムの役割を十分に発揮し、交流・協力のプラットフォームを構築する。展示会・フォーラム・経験交流・越境マッチング・人材育成などの活動を組織し、中小企業の「外国資本導入」や「海外進出」に対する支援を強化する。
- 合作エリアは、自らの優位性や特徴、リソースを組み合わせ、中小企業のハイレベルの開放・協力を重点を置き、建設・発展計画を継続的に作成し、国際的なサービス能力を高め、国内外のリソースの相互接続を促進する。これにより、合作エリアにおける中小企業が科学技術革新・貿易投資・産業協力などの各分野で国際的な優良リソースと連携し、国際競争力を高めることを支援する。

出典：掲載元名「「中外中小企業のための合作エリアの管理に係る暫定弁法」に関する工業・信息化部の通知について」 https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202409/content_6972304.htm

三. 法定定年年齢の漸進的延長の実施に関する全国人民代表大会常務委員会の決定

9月13日、全国人民代表大会常務委員会は法定定年年齢の漸進的延長の実施に関する決定」を公布し、同時に「法定定年年齢の漸進的延長に関する国務院弁法」を公布した。

「決定」では、男女労働者の法定定年年齢を同時に延長する。男性労働者の法定定年年齢を当初の60歳から63歳まで、女性労働者の法定定年年齢を当初の50歳から55歳まで、55歳から58歳まで、それぞれ15年かけて段階的に延長することを明らかにしている。

出典：掲載元名 「法定定年年齢の漸進的延長を着実・整然と実施すること」

https://www.gov.cn/zhengce/202409/content_6974483.htm